

# 自動配送ロボット

## ～公道実証実験の制度等について～

(令和4年2月1日時点)

令和4年2月1日  
経済産業省商務・サービスグループ  
物流企画室

# 自動配送ロボットの公道実証実験の制度

※公道実証実験の制度の詳細は、制度を所管する警察庁及び国土交通省のウェブサイトからご確認ください

## 関連URLまとめ

●警察庁ウェブサイト：自動配送ロボット（近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型）公道実証実験手順  
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/selfdriving/202009robotjikkentejun.pdf>

●警察庁ウェブサイト：特定自動配送ロボット等の公道実証実験に係る道路使用許可基準

【概要】<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/selfdriving/robotimage2.pdf>

【詳細】<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/selfdriving/robotkijun2.pdf>

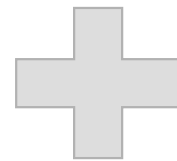
【参考】（警察庁資料）自動配送ロボット等にかかる公道実証実験の環境整備について  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/jidosoko\\_robot/pdf/004\\_04\\_01.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/jidosoko_robot/pdf/004_04_01.pdf)（経産省ウェブサイト）

●国土交通省ウェブサイト：自動配送ロボットの基準緩和認定制度について  
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001349175.pdf>

## 【概要】公道実証実験の主な手続き

- 公道実証実験の実施には、①使用するロボットの保安基準緩和認定及び②道路使用許可が必要（※使用する機体が道路交通法上の歩行補助車等に当たる場合は除く）。

①  
自動配送ロボットの  
保安基準緩和認定



②  
道路使用許可

= 公道実証実験



# ①保安基準緩和認定について

- 使用する自動配送ロボットの**道路運送車両の保安基準**への適合性（同基準の緩和措置を含む。）については、地方運輸局に確認する。
- 事前確認の上、ロボットの保安基準緩和認定申請を行う。

①  
自動配送ロボットの  
保安基準緩和認定



②  
道路使用許可



## 主な公道実証実験step

➢公道実証実験計画案の作成  
⇒警察庁交通企画課への事前相談

➢地方運輸局にロボットの道路運送車両法の適合性の確認  
➢ロボットの保安基準緩和認定の申請

➢公道実証実験の実施地域の同意を得る  
➢所轄警察署へ道路使用許可申請

➢公道審査  
➢公道実証実験の実施

➢地域の評価検証

【詳細】国土省ウェブサイト：自動配送ロボットの基準緩和認定制度について

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001349175.pdf>

※詳細は上記ウェブサイトをご確認ください。

## 基準緩和認定に係るお問い合わせ先

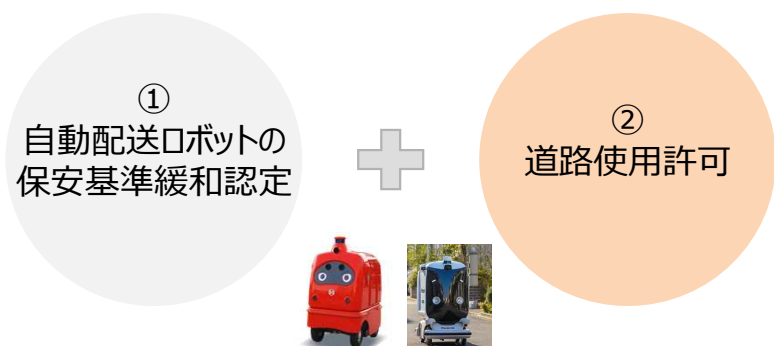


管轄地域	局	部署	住所	電話番号
全国	国土交通省 自動車局	技術・環境政策課	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8592
北海道	北海道運輸局	自動車技術安全部 技術課	北海道札幌市中央区大通西10丁目	011-290-2753
青森県 山形県 岩手県 福島県	東北運輸局	自動車技術安全部 技術課	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1	022-791-7535
茨城県 栃木県 千葉県 山梨県	関東運輸局	自動車技術安全部 技術課	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	045-211-7255
新潟県 長野県	北陸信越運輸局	自動車技術安全部 技術課	新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号	025-285-9155
福井県 愛知県	中部運輸局	自動車技術安全部 技術課	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	052-952-8043
滋賀県 兵庫県	近畿運輸局	自動車技術安全部 技術課	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	06-6949-6452
鳥取県 広島県	中国運輸局	自動車技術安全部 技術課	広島県広島市中区上八丁堀6番30号	082-228-9143
徳島県 高知県	四国運輸局	自動車技術安全部 技術課	香川県高松市サンポート3番33号	087-802-6785
福岡県 大分県	九州運輸局	自動車技術安全部 技術課	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-472-2539
沖縄県	沖縄総合事務局	運輸部 車両安全課	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号	098-866-1837

ご相談は、内容や地域に応じて上述の部署までお気軽にお尋ねください。

## ②-1：道路使用許可申請について

- 警察庁「自動配送ロボット（近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型）公道実証実験手順」に基づき、道路使用許可申請。



### 主な公道実証実験step

➢ 公道実証実験計画案の作成  
⇒ 警察庁交通企画課への事前相談

➢ 地方運輸局にロボットの道路運送車両法の適合性の確認  
➢ ロボットの保安基準緩和認定の申請

➢ 公道実証実験の実施地域の同意を得る  
➢ 所轄警察署へ道路使用許可申請

➢ 公道審査  
➢ 公道実証実験の実施

➢ 地域の評価検証

### 【出典】警察庁ウェブサイト：

「自動配送ロボット（近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型）公道実証実験手順」

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/selfdriving/202009robotjikkentejun.pdf>

### 自動配送ロボット（近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型）公道実証実験手順

#### ① 「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」(令和2年、警察庁)を踏まえて、実験計画案を作成(※)

ただし、

- 近接監視・操作型の場合、監視・操作者が電気通信技術により送信された映像及び音により状況を把握することに伴う事項等は除く
- 近接監視・操作型の場合、監視・操作者が常に実験で使用する自動配送ロボット(以下「実験車両」という。)の近傍で監視・操作する形態とする
- 遠隔監視・操作型の場合、実験車両から遠隔に存在する監視・操作者が映像及び音により実験車両の周囲及び走行する方向の状況を把握し、監視・操作する形態とする
- 道路運送車両の保安基準の規定への適合性(同基準の緩和措置を含む。)については、国土交通省に確認する
- 実験車両が歩道等を通行する場合、併せて、実験車両の構造、走行方法、実験の実施時間等について「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準(平成30年3月一部変更)」も踏まえる

※ 警察庁交通局交通企画課が実験計画案の事前相談に応じる

円滑な道路使用許可のため、  
警察庁が都道府県警察と連絡調整

#### ② 関係都道府県警察と調整の上、所轄警察署へ道路使用許可申請

- 事前に実験場所の地元関係者(自治体、自治会等)に説明するなど、地域の理解や同意を得る

所轄警察署長が道路使用許可

#### ③ 実証実験実施

ただし、

- 実験車両に随行するなどした警察官等による、実験車両が確実に安全に走行できることの確認(公道審査)を経て行う
- その他、当該許可に付された条件に従って行う

#### ④ 地域の評価の検証(アンケートの実施等)



## ②-2：特定自動配送ロボット等の公道実証実験に係る道路使用許可基準

- 自動配送ロボット等のうち「遠隔型」、「低速・小型」、「歩行者が通行すべき場所を走行する」等のロボットで、これから実証実験を行おうとする場所と同一又は類似の環境において**240時間以上の走行実績**を保有する「特定自動配送ロボット等」については、「自動配送ロボット（近接監視・操作型及び遠隔監視・操作型）公道実証実験手順」よりも簡便な手続で長期の公道実証実験が可能。

【出典】警察庁ウェブサイト：特定自動配送ロボット等の公道実証実験に係る道路使用許可基準

● 概要：<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/selfdriving/robotimage2.pdf>

● 詳細：<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/selfdriving/robotkijun2.pdf>

### 「特定自動配送ロボット等の公道実証実験に係る道路使用許可基準」の概要

#### 基準の策定

自動配送ロボット等に係る道路使用許可基準の策定（令和3年6月）

- これまでの実証実験を踏まえ、**遠隔・多数台で低速・小型の自動配送ロボットを用いた事業化が推進されるよう、新たな基準を策定**

#### 基準の対象

※ 安全性を確保した上で、手続を円滑化するために対象を特定

#### 特定自動配送ロボット等

遠隔型

低速・小型

歩行者が通行すべき場所を走行

類似環境での240時間以上の走行実績 等

※ 6 km/h以下  
長さ120cm×幅70cm以下

#### 基準の特徴（従来の「公道実証実験手順」との違い）

- ◆ 道路使用許可を受けるための**審査手続を合理化**
  - ・ 審査は書類審査のみとし、**実地審査は不要**
  - ・ 監視・操作者ごとの運転免許証や訓練状況の**事前確認は不要**
  - ・ **他の都道府県における走行実績も勘案** 等
- ◆ 許可期間を「原則として最大6か月の範囲内」から**「原則として1年以内」に長期化**
  - ・ 許可更新時や内容の一部変更時には、**変更のない資料の再添付は不要**とし、手続を特に簡素化することを明示

## その他参考：

- 実際の公道実証実験の様子については、以下の動画をぜひご覧ください。
- また、公道実証実験や技術開発等に活用可能な令和4年度予算案をまとめましたので、ぜひご活用ください。

### 関連URLまとめ

- **公道実証実験動画：ラストワンマイル物流の実現に向けた自動走行ロボットの技術開発（NEDO）**

[https://www.youtube.com/watch?v=KPnvL\\_ooL50](https://www.youtube.com/watch?v=KPnvL_ooL50)

- **経済産業省ウェブサイト：自動配送ロボットに活用可能なR4関連予算案について（令和4年1月19日時点）**

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/220119delivery\\_robot1.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/220119delivery_robot1.pdf)